

平成30年度 横浜市政に関する要望書について

【神奈川区】

（１）臨港幹線道路の早期完成

【回答】

臨港幹線道路は、臨海部の道路ネットワークを構築するために重要な道路と考えています。また、山下ふ頭と本牧ふ頭間の臨港幹線道路については、山下ふ頭再開発に伴う交通の円滑化を図るため、引き続き早期整備を国へ働きかけていきます。

（２）新浦島橋の拡幅（架け替え）の早期完成

【回答】

新浦島橋の架替事業を進めていましたが、平成30年１月12日（金）正午に、新設橋の供用を開始しました。

引き続き、仮設人道橋の撤去工事や地域の皆様からお借りしている土地の復旧工事等を行う予定です。

（３）横浜上麻生線の早期着工

【回答】

神奈川区の都市計画道路横浜上麻生線については、平成28年３月に公表した「都市計画道路の優先整備路線」において、鉄道との交差方法に課題があるため、線形等を見直す変更候補として位置づけています。具体的な着手の時期については、都市計画手続きの段階で考慮していきます。

(4) 神奈川お台場の保存・活用に向けた助成

【回答】

神奈川台場の遺構は、平成22年9月に文化財保護法上の「周知の埋蔵文化財包蔵地」として位置づけており、事業実施にあたっては、文化財保護法等に基づく、事前の届出が義務付けられています。

台場跡地のほとんどは私有地であるため、今後の保存や活用については、土地所有者や関係機関・団体とも調整しながら検討していく必要があると考えています。

神奈川台場の保存活用としては、これまで、神奈川台場の遺構の一部が埋もれている神奈川台場公園について、当時の石積みを再現するなどの再整備を行うとともに、台場の歴史を紹介するパネルを公園内に設置したほか、中央卸売市場内に現存する石積みまでの歩行者用通路の整備を行ってきました。

本市の開港の歴史的な遺構である神奈川台場については、今後の調査結果を踏まえ、保存・活用方法などを民間事業者と共に検討していきます。

また、神奈川区の広報印刷物である「神奈川宿歴史の道」、「かながわ歴史亀さんぽ」及び『「わが町かながわとっておき」散歩ガイド』に加えて、さらに、「横浜旧東海道みち散歩リーフレット」においても台場について紹介しています。

今後も引き続き、台場に関するPRに努めていきます。

(5) 「かながわ物産館（仮称）」の開設支援と参加

【回答】

市有地であるポートサイド地区C4街区（旧横浜シティエアターミナル敷地）において、「神奈川区をはじめとする市内の物産を活用した取組」を条件とし、学校法人ホライゾン学園と定期借地契約しました。

現在、事業者において、取組内容が検討されています。

今後も引き続き、神奈川区をはじめとする市内の物産を活用した取組の推進に努めていきます。

(6) 神奈川東部方面線の整備に合わせた「羽沢駅周辺まちづくりガイドライン」策定による早期開発整備促進

【回答】

神奈川東部方面線の整備に合わせ、駅前直近エリアについては、地権者が中心となり土地区画整理事業による基盤整備を進めています。また、駅前にふさわしい土

地利用の転換を図るため、平成28年に地区計画を策定しました。

現在、その他の周辺エリアにおける具体的な開発予定はありませんが、「都市計画の方針」において、鉄道駅周辺や高速道路ＩＣ周辺は、そのポテンシャルを発揮できるよう地域特性に応じた戦略的な土地利用を誘導することとしています。今後、この考え方のもと、周辺の自然環境と都心機能の調和が図られるよう、適切な土地利用を誘導していきます。

交通基盤施設については、駅周辺の開発計画と整合を図りつつ、整備を進めます。

(7) 3・3・52号栄千若線の整備とコットンハーバーとのアクセス道路整備

【回答】

都市計画道路3・3・52号栄千若線の整備については、他の都市計画道路と同様、周辺地区のまちづくりの状況など社会情勢の変化や、市内全体の都市計画道路の整備状況などを踏まえて優先順位を決めて事業を進めていきます。

コットンハーバー地区から、横浜駅方面へ繋がる通路については、コットンハーバー地区における利便性及び防災性向上の観点から、官民が連携し地域が維持管理することを前提に、周辺道路の供用開始までの間の暫定通路として、整備を進めていく予定です。

(8) 東高島駅北地区の早期整備

【回答】

東高島駅北地区は、道路が狭隘で歩行者空間が十分に整備されておらず、下水道も未整備であるなど、都市基盤の整備が遅れています。このため、本市による水域の埋立てと組合施行による土地区画整理事業を一体的に行い、道路や公園などの都市基盤整備とともに、医療・福祉施設や国際交流施設、生活利便施設、都市型住宅など、都心にふさわしい総合的な地域の再編整備を行うこととしています。

現在は、東高島駅北地区土地区画整理組合の設立認可手続きを進めており、設立後、関係者と調整の上、早期に整備を進めます。

(9) 区内観光資源を活用した国内外観光客の誘致支援

【回答】

横浜市内の観光資源については、本市の観光情報を発信する公式ウェブサイト「横浜観光情報」やSNSなどを通じて、国内外に向けて広く情報発信を行っている

ます。引き続き、市内の魅力ある観光資源を活用して、国内外からの誘客を推進していきます。

神奈川区では、自然・文化・歴史・暮らし・産業など、有形・無形を問わず様々な分野から、選りすぐりの魅力資源80件を「わが町 かながわ とっておき」に決定しています。

民間事業者や区民活動団体等で組織する実行委員会を中心に、この「わが町 かながわ とっておき」を巡る散歩ガイドの発行やウォーキングイベント、写真コンテスト等を実施しています。

また、平成29年には、区制90周年記念企画として、散歩ガイドを活用した人気票「かめ太郎 散歩ガイド de 総選挙」を実施し、区内外に「わが町 かながわ とっておき」をPRすることができました。

今後も、散歩ガイドの活用を進めるとともに、民間事業者や区民活動団体等と力して神奈川区の魅力発信に取り組んでいきます。